

「合理的配慮」に基づくデジタル教材を活用した知的・発達障がい児に対する「性教育」事業

ー男女共同参画の観点からー

(代表者)	特別支援教育講座 教授	金森 裕治
(分担者・協力者)	総務部総務課	上村 明
	教員養成課程4回生	福本 慎太郎
	教員養成課程2回生	首藤 紗果
	大阪大学キャンパスライフ支援センター	楠 敬太
	大阪社会福祉士会 豊能支部	川原 千鶴子
	ぼうむの会主宰・星槎大学3回生	木村 恭美子

【目的】

知的・発達障がいを有する児童生徒に向けた「性教育」に関する適切な配慮を行った教材は、先行研究からも少ないことが明らかにされている。また、平成28年4月より施行された、いわゆる「障害者差別解消法」における「合理的配慮」を行うことが教育現場でも求められようになった。

本活動では合理的配慮に基づく「性教育」に関する教材とは何か？との観点を現場における聞き取り調査などからニーズを明らかにし、知的・発達障がいを有する児童生徒のための「合理的配慮」に基づいたマルチメディアデジタイズされた性教育教材の開発を目的とする。

本活動に至る背景には、知的・発達障がい者などの累犯問題も一面にはある。この問題については、山本譲司著「累犯障がい者」等に詳しく述べられており、累犯問題を防ぐ手立てとして学校教育が必要不可欠であるとの先行研究もある。

つまり、知的・発達障がい児者が、性犯罪の被害者、時には加害者になるような事態を発生させないためにも、学齢期の子どもたちに性教育は必要性が高いと言える。このことは、知的・発達障がい児者や彼ら、彼女らの支援者などの周辺を含め、性教育を通じて自尊心を持つことや、明確に意思表示をすることに繋がるのではないかと考える。同時に、これらのことが他者への理解に繋がり、大切な人に嫌がることをしてはいけない、との流れに繋がると言えるが、性教育だけでなく、教科教育やソーシャルスキルトレーニングなどの教育面や家庭面など様々な社会的背景なども関与していることは言うまでもない。

以上の観点を男女共同参画や共生社会の構築からも、初等中等教育段階から育てていく必要があると考える。

また、本活動では、知的・発達障がいを有する児童生徒への性教育における「合理的配慮」とは何か？との問題意識、そして、男女共同参画の観点からも彼ら、彼女らの学校教育終了後も見据えて、本活動を進めていること。また、学校教育、家庭における現場のニーズなどの結果を反映させた、マルチメディアデジタイズした「性教育教材」について、制作及び評価方法についても検討する。

【方法】

1) 先行文献の調査・ウェブサイトより資料ファイルを収集（平成28年 6月～9月）

主にCiNiiなどを用いて、特別支援教育の観点から文献を収集する。同時に、累犯の問題にもフォーカスをあてる意味から、法学や福祉の視点から述べられた資料収集も行う。

2) 八尾市全域の小中学校及び大阪府立八尾支援学校などへのアンケート調査及び聞き取り調査

●実施期間 平成28年6月～平成29年2月

平成28年6月に金森が八尾市教育長などと面会し、教育委員会にて審議頂いた上でアンケートの実施について、教育委員会からの承諾を得る。

その上で平成28年12月初旬に開催された八尾市校長会にて審議の上、了承を頂いた。アンケートについては、八尾市教育委員会を通じて配布し、平成29年1月に回収を行った。アンケート回収については時間

を要した感はあるが、関係機関での協議を通じて、本研究への理解を深めて頂いたことにより、アンケート回収率は9割を超えた。

3) 知的・発達障がい者を有する親の会（ぼうむの会）における聞き取り調査

「ぼうむの会」は星槎大学3回生の木村が主宰する発達障がい者等を有する親の会である。

この会が立ち上がり、約3年が経過し、この会から情報発信の機会も多くなった。同時に八尾市での一定の立ち位置も構築されるようになり、ロコミで羽曳野等の南河内地区や箕面など北摂地区からも見学者が来るようになっている。

今回は、この会の主宰である木村の許可を得て、保護者ならびに当事者（児童生徒・成人層）からの聞き取り調査や実践研究を実施した。今までの実践研究で得られない多角的な意見を得たことが大きいと感ずる。この調査での詳細な分析は、後日、総合的に分析し、別の機会で発表することを検討している。

4) 「マルチメディアデイジー」を活用した教材の試作・評価

この項目については、現在、作成している教材もあるために、現時点では完全な評価は困難である。先行研究や前項に記した「ぼうむの会」での実践や金森が個別に実施している支援実例を通じて、一定の評価は得られたものと考ええる。

ただ、一部の生徒からは、「性教育」で学ぶ用語を機械で読み上げられることに違和感を感じるとの声もあった。このことから言えるように、個々の多様性を尊重し、「合理的配慮」を提供するにあたり、パターンリズムでない、関係者などからの入念な聞き取りを通じた弾力性のある配慮が必要だと感じた。また2月下旬から、本研究の内容を知った大阪府立西浦支援学校の内田教諭などの協力を得て、「マルチメディアデイジー教材」を実際に活用した授業を実施する予定である。。

【活動実践】

1) 「ぼうむの会」における実践

平成28年4月から現在に至るまで月1回程度実施し、本研究の研究協力者でかつ、本学学生の福本、首藤の二名が発達障がい者を有する児童生徒やその保護者と向き合うことで今後の経験を積み、本研究で用いるデイジーに対する利用者などの声を聴く場になっている。この場で得た利用者の声は、ソフト作成会社に報告するなど一定の役割を果たす場になっていると考えている。

2) 「大阪マルチメディアデイジー研究会」における発表

本事業を実施している金森が主宰する研究会である。この研究会では、本事業に関する取り組みを平成28年1月に発表を行った。

3) 八尾市におけるアンケート調査

八尾市内の全小学校28校、中学校15校、計43校に対してアンケート調査を実施した。そのうち、小学校25校(89.2%)、中学校14校(93.3%) 計39校(90.6%)から回答を得た。詳細なアンケート分析については、別の機会で行うことにする。アンケートから見えたことは、以下の通りである。

通常学級における性教育を実施する際に、知的・発達障がい者を有する児童生徒に対する「合理的配慮」を実施している例は5割を切っている現状である。また、この現状を打開するために現場の教師が試行錯誤している姿が浮き彫りにされたことなどが指摘できる。

4) 播磨社会復帰センターの見学

平成19年に設立された加古川市にある播磨社会復帰センター（PFI方式で建設された近畿初の刑務所）の見学を2016年11月、2017年3月（予定）に実施した。

ここの施設は収容人員1,000名（うち知的・発達障がい者ユニット 120名）とされており、刑務所の内における合理的配慮と累犯防止の観点から見学と施設関係者からの聞き取りを行った。施設も基本的に独房でかなりの配慮がなされているように感じた。しかしながら、当方の調査不足の感もあろうが、知的・発達障がい者ユニットにおいて、彼らへの作業内容に対して、断片的ではあるが「合理的配慮」に欠

ける面もあるように見受けられた。同時に、今後も当該施設など矯正施設との意見交流の必要性を強く感じた。

5) 「全国障がい者生涯学習支援研究会」における意見交流

2016年12月23日に愛知県立大学サテライトキャンパスで開催された第1回・全国障がい者生涯学習支援研究会に本事業の研究協力者である上村、川原が参加し、参加者とデージー教科書や性教育等について、活発に意見交換を行った。

参加者からは、「現在の iPad だけでなく Android 端末でも使用できないか?」、「マルチメディアデージー教材は合理的配慮に適した教材である。」、「著作権処理はどうなっているのか?」などと言った突っ込んだ意見や質問があった。

同時に、性教育以外にも「ソーシャルスキル面」の教材のデージー化を望む声もあった。この研究会に出席した、上村から見晴台学園大学²⁾の田中良三学長(愛知県立大学 名誉教授)に対して、特別支援学校高等部卒業した大学在学者へのデージー教科書の利用についても後日、助言を頂けるようにと依頼を行ったことも付け加えておく。

6) 「デジタル教材の」の試作・評価

別紙の報道記事にもあるように保護者や当事者の方から良い評価を頂いている。一方で、性に関する用語を「音声で聞きたくない」との一部の当事者の方からの声もあることから判るように、個々の問題に対する「合理的配慮」への対応について、ケースごとに合意形成を行う必要性を感じた。

授業の場における評価については、平成29年2月に大阪府立西浦支援学校で使用する際の検証が終えていない。2月末には大阪府立八尾支援学校への聞き取り調査も行う予定である。

7) 報道記事

共同通信から取材を受け、共同通信が配信した記事が別紙資料にあるように毎日新聞で掲載された。共同通信からの配信記事は新潟地区でも掲載され、この記事を見た新潟県立の特別支援学校の教諭からも教材に対する問い合わせもあった。

【結果・考察】

今回の事業においては、福祉面などの観点も加えながら様々な考察を行い、試行錯誤しながら事業展開を実施した。性教育について言えば、障害の有無に関わらず、児童生徒の家庭環境など様々な背景があるために、一概に評価できない現状がある。そのことから言えるように、今回の事業では「合理的配慮」に基づいてはいるものの、配慮事項を一括りにすることは困難であることが実証できた。

主に以下のことが実践活動から言えると考える。

- 1、支援する側、支援される側、双方の度重なる合意形成が必要であること。
- 2、支援する側がパターンリズムな形での支援を実施しないこと。また、早期の段階での教育や支援が有効であること。
- 3、支援する際に様々な問題を分析する観点から、専門分野の異なる領域の専門家によるケース会議開催が有効であること。チーム学校を拡大したチーム地域などの形を取るべきであること。このことは累犯問題などから見ても、学校現場だけでは、個々の問題を支えきれない現状からも言える。
- 4、IT技術の活用によって、今まで性教育に関心を持たなかった児童生徒、保護者が性教育への関心を持つようになったこと。
- 5、現時点において、通常学級における性教育に関して試行錯誤している中で、知的・発達障がい者を有する児童生徒への性教育における「合理的配慮」については、個人差もあるため、非常に困難な面があること。しかしながら、男女共同参画の面からも一定の配慮は必要なこと。また、IT技術を活用した合理的配慮の提供や知的・発達障がい者に対する性教育が教育現場において、非常に関心のある問題であることが明らかにされたこと。

これらは、男女共同参画や共生社会構築と言われる人権面でも一定の効果があるように分析できる。今後は、この事業で得た、知見等を活用し、司法関係者等も加えて、知的・発達障がい児者へのソーシャルスキルトレーニング（SST）の観点からの研究等を深めていきたい。

【今後の課題】

今回の事業においては、前段にも述べたように、「合理的配慮」に基づく配慮事項を一括りにすることは困難であることが実証できた。また、教育と福祉分野等多角的な分野の方々との連携が必要であると感じている。また現在、デイジー化を進める上で、著作権の壁にぶつかることが多々あった。今回のデイジー化については、著作権法で定めのある事項³⁾を適応することで製作につないだ。今後、この著作権法の壁を超えるために、本学図書館との連携など、本学内外との様々な個所との連携も今後の課題として指摘できる。

今後、性教育以外の分野でも特別支援教育の観点や「男女共同参画」の視点を複合させた研究の必要性も感じた。

-
- 1) マルチメディアデイジー http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/daisy/daisy1_normal1601.html
 - 2) 見晴台学園大学ホームページ <http://daigaku.miharashidai.com/>
 - 3) 日本図書館協会 <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>